

## 第12号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

品川区長 濱 野 健

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者が別に定めることができる。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説明）会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定める必要がある。